

日医発第 1654 号（地域）
令和 5 年 12 月 20 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事
釜 菴 敏
(公 印 省 略)

公益通報者保護制度の広報資料の周知について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課より本会对し、表記事務連絡が発出されるとともに、周知方依頼がありました。

公益通報者保護法は、事業者における法令違反行為を労働者が通報した場合に、解雇等の不利益取扱いから保護し、事業者の法令遵守を強化することを目的として、平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。令和 4 年 6 月には、同法の改正が施行され、令和 4 年 6 月 14 日付日医発第 528 号（地域）の文書にてご案内しています。

改正法施行後約 1 年を経過した本年 7 月には、中古車買取・販売大手の不祥事が発覚し、消費者庁では、当社に対しては、公益通報者保護法に基づく、初の報告徴収及び指導が実施されました。また、当社以外の義務対象事業者、努力義務対象事業者においても、必要な体制を整備していない事例が確認されているとのことでした。

こうした中、今年度の総合経済対策において、公益通報者保護法の周知・啓発が掲げられており、消費者庁では、下記のとおり、事業者・従業員向けの複数の広報資料を作成し、消費者庁HPで公開しております。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等に御周知を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和5年12月13日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

公益通報者保護制度の広報資料の周知について（依頼）

平素より公益通報者保護制度の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）は令和4年6月1日に改正法が施行され、常時使用する労働者が300人を超える事業者は、内部公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることが義務付けられました（常時使用する労働者が300人以下の事業者については努力義務）。

改正法施行後約1年を経過した本年7月には、中古車買取・販売大手の不祥事が発覚し、公益通報者保護法を認識しておらず、必要な体制を整備していないことが明らかになり、消費者庁では、当社に対しては、公益通報者保護法に基づく、初の報告徴収及び指導を実施いたしました。また、当社以外の義務対象事業者、努力義務対象事業者においても、必要な体制を整備していない事例が確認されています。

こうした中、今年度の総合経済対策において、公益通報者保護法の周知・啓発が掲げられており、消費者庁では、下記のとおり、事業者のための「内部通報制度導入支援キット」（5分で分かる経営者向けの解説動画や解説パンフレット、従業員向けの解説動画やリーフレット）のほか、複数の広報資料を作成し、消費者庁HPで公開しております。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete

貴団体におかれましては、傘下の団体等に対し、上記を周知いただきますようお願いいたします。

本件に関する問合せ先
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室
03-3507-8800（代表）
内線（2475、2516）